

公的研究費に係る物件調達等契約に係る取扱要領

(目的)

第 1 条 この取扱要領は、公的研究費の使用において、不適切な物件調達契約を防止するために、取引先に周知する内容を定めるとともに、不正に関与した取引先に対し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

(周知する内容・方法・時期と回数)

第 2 条 統括ディレクターは、本取扱要領の第 3 条～第 6 条の内容を、取引する取引先に対して、取引を開始する前に周知するものとする。同一の取引先であっても、年度が替わるとともに同様の周知を毎年行う。ただし、別に定める要件に該当する場合は、本条文の適用対象外とすることがある。

(適正な契約の締結)

第 3 条 公的研究費の使用において、取引先と取引を行う場合には、以下の条件に同じると同意した取引先を選定し、契約を締結しなければならない。

- ・預け金に協力しないこと、協力したときは取引停止になること
- ・納品時は、必ず検収を受けること
- ・取引データ（納品物品名、数量、納品日、金額、納品先等の電子情報）を提供すること
- ・分割発注の禁止、機器の無償提供の禁止
- ・営業担当社員の管理、教育の徹底などを行うこと

(誓約書)

第 4 条 取引取引先から不正行為を行わないこと等を約束する本学指定の「誓約書」を徴取するものとする。同一取引先であっても、年度が替わるとともに同様の手続きを毎年行う。取引先に求める誓約書等に盛り込むべき事項は下記のとおりとする。

- ・本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
 - ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
 - ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること
- また、取引先が過去の不正取引について、本大学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行うことがあることなどを含めた処分方針の周知徹底を図るものとする。

(取引停止)

第 5 条 統括ディレクターは、締結した契約内容及び徴収した誓約書に重大な違反をした取引先及び次の各号のいずれかに該当する行為があったと認められる取引先に対しては、取引を停止する等の措置を講ずることができるものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき。
- (2) 入札又は見積もりに際し、不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事を粗雑にし、又は品質、数量等につき不正の行為があったとき。
- (4) 企業の社会的責任（CSR）を果たしていないとき。

(5) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき。

2 統括ディレクターは、前項の措置を講じた場合、「取引停止措置報告書」に事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項を記載し、学長に報告するものとする。

(取引停止措置等の通知)

第 6 条 統括ディレクターは、取引停止を決定したときは、「取引停止措置通知書」に必要事項を記載し当該取引先に対し遅滞なく通知するとともに、ディレクター・ディレクター補佐・センター長・マネジャーに対し当該取引停止等について、同通知書の写しを添付し通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することが出来るものとする。

(取引停止に係る特例)

第 7 条 統括ディレクターは、取引停止期間中の取引先であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(1) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の取引先以外には取引の相手方がいない場合

(2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の取引先以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合

(3) 取引停止期間中の取引先以外の取引先と取引することが著しく不利と認められる場合

2 統括ディレクターは、前項の措置を講じた場合、「取引停止の特別措置報告書」に必要事項を記載し学長に報告するものとする。

(事務)

第 8 条 関係する事務は、統括ディレクターの指示のもとで、両キャンパスのキャンパスディレクターが協力して行う。

(改廃)

第 9 条 この取扱要領の改廃は、大学運営会議の議を経て理事会が決定する。

附 則

1. この取扱要領は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

2. この取扱要領は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

3. この取扱要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

4. この取扱要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。